



老人保健施設 サンタマリアニュース

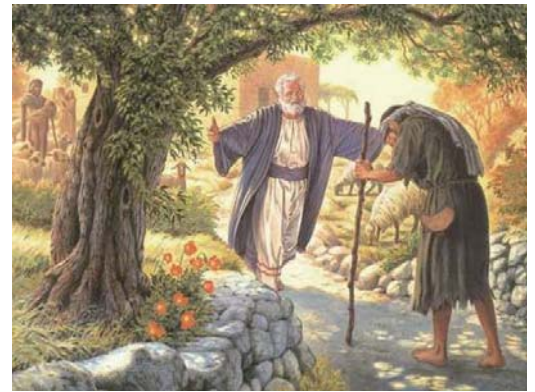
発行日：2016年4月
発行責任者：永井 敏也
発行者：広報委員会

シスターのことば

『もう息子と呼ばれる資格はありません……』

『お父さん、わたしは天に対しても、またお父さんに対しても罪を犯しました。もう息子と呼ばれる資格はありません。雇人の一人にしてください。』

しかし、父親は僕（しもべ）たちに言った。『急いでいちばん良い服を持って来て、この子に着せ、手に指輪をはめてやり、足に履物を履かせなさい。それから、肥えた子牛を連れて来て屠りなさい。食べて祝おう。この息子は、死んでいたのに生き返り、いなくなったのに見つかったからだ。』そして、祝宴を始めた。（ルカ 15.21～24）



将来、遺産相続を受ける二人息子の弟が父親に言った。『お父さん、わたしが頂くことになっている財産の分け前をください』と言った。父親はこれを承諾し、そのように取り計らった。弟は全部を金に換えて遠い国に旅立ち、そこで放蕩の限りをつくし、財産を全部使い果たしてしまった。彼は食べるにも困り果てた。私はここで飢え死にしそうだ。彼は我に返って言った。『父のところに帰ろう。大勢の雇人に、有り余るほどのパンがある……』彼はそこをたち、父親のもとにいった。ところが、まだ遠く離れていたのに、父親は息子を見つけて、憐れに思い、走り寄って首を抱き、接吻した。

自分の財産の分け前を欲しいという息子、そして財産を使い果たして帰ってきた息子、それは父親にとっては愛おしい我が子である。父親は息子の行いを裁かない。見守り、育てる。子供にとって父親は、どんな時でも飛び込んで帰ることの出来る温もりのある懐である。

あわれみ豊かな御父は「モーゼにご自分の名を憐れみ深く恵みに富む神、忍耐強く、いつくしみとまことに満ちる者」と明かされています。（出エジプト 34.6）

2015年12月8日～2016年11月20日 　いつくしみの特別聖年にあたって
社会事業相談員 Sr.高橋 順子

— 利用者様の作品 —



平成27年度介護報酬改定のポイント～通所リハビリ編～

今回の法改定で、通所リハビリ(デイケア)もいくつかの変更があり、新たに「リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ」という加算ができました。これは、利用者様お一人お一人に対して、担当ケアマネジャーや利用しているサービス事業者スタッフと通所リハビリのスタッフが話し合い、協力しながら、より効果的なリハビリを提供できるように考えられた加算です。

この加算には、大きく3つの要件あります。

- ① 通所リハビリの利用開始時に利用者様のご自宅をリハビリスタッフが訪問し、ご自宅の環境、普段の生活の様子を拝見した上で、適切なリハビリ計画を立てること。また、同時にご自宅での介護の工夫や日常生活での留意点を助言すること。
- ② 利用者と家族・担当ケアマネジャー・医師・リハビリスタッフ・支援相談員とその他のサービス事業者が出席する「リハビリ会議」を利用開始から6ヶ月は月に1回、それ以降は3ヶ月に1回開催すること。
- ③ 「リハビリ会議」で話し合われた内容を元に、リハビリ計画を見直し、医師が利用者・家族に内容を説明すること。

この加算要件を満たすことで、今まで以上に利用者様の実際の生活環境やご様子に合わせたオーダーメイドのリハビリを提供できるとともに、日常生活のアドバイスもさせていただけるようになりました。「リハビリ会議」については、開催回数も多く、関係者が一堂に会することで、リハビリの内容や現在のお身体の状態等について、タイムリーな話し合いや情報共有ができるようになりました。また、今まであまり顔を合わす機会が少なかった施設医師がリハビリ会議に出席し、医師の観点からリハビリ計画の内容を説明する事で、ご利用者様やご家族様が、より安心してリハビリに取り組んで頂けるようになったのではないかと感じています。

自宅訪問をしたり、他サービス業者参加の会議を開いたり、これまでになかったことも多く、戸惑うことも多かったのですが、この1年で少しずつサンタマリアなりの進め方を構築できてきたように思います。

他にも、通所リハビリでのリハビリにより、お元気になられ、社会参加を維持できる他のサービス(リハビリ目的でない「デイサービス」など)に移行できる方が一定の割合以上いる場合に評価される加算が新設されました。こうした流れを見てみると、通所リハビリで身体状況を良くして、リハビリが必要ない位になったら、通所リハビリを卒業する・・・という考えが今後主流になっていくように思われます。同じサンタマリアのサービスでも、入所では元々そうした考えに基づいて、施設を卒業して住み慣れたご自宅に戻ることを目標にしていますが、同じ考えを通所リハビリにも当てはめたのが、今回の改定のポイントになります。

サンタマリアの通所リハビリでは、今日もリハビリやレクリエーションに取り組むご利用者様とスタッフの賑やかな声がフロアに響きます。リハビリは勿論のこと、身体のみならず、心も元気になれるよう、スタッフ一同が日々工夫しながらサービスを提供しております。皆様にリハビリが必要ないというくらい、お元気になって頂けるよう、これからも毎日研鑽して参ります。

通所リハビリテーション担当相談員 野田藤子

パターゴルフ

平成27年10月21日（水）



バザー

平成27年10月28日（水）



東山教会聖歌隊慰問

平成27年12月9日（水）



餅つき

平成27年12月28日（月）



施設祝福式

平成28年1月6日（水）



園芸レクリエーション

平成28年3月10日（木）



「ひだまりcafé」オープン

1階食堂の一角に、小さなカフェスペースが誕生しました。

美味しいコーヒーを飲みながら、雑誌を読んだり、脳トレにチャレンジしたりすることができます。

（有料：50円／杯）

ご家族様も一緒にゆったりとお過ごしください。

コーヒー提供時間 毎週 月～金（土曜・日曜休）
 10:30～13:00 / 15:00～17:00
 （月・水は 11:00～13:00）



事務長ご挨拶「こんにちは」

本年1月4日仕事始めの日から、再びサンタマリアに勤めることになりました韓(ハン)と申します。サンタマリアには平成12年から平成21年まで9年間に渡り勤めさせて頂いた後、聖霊病院への人事異動で戻ったりしてサンタマリアから暫く離れておりましたが、縁あって、再び古巣に戻ってきた形です。私にとってはとても嬉しく思いますし、また機会を与えて下さった聖霊会への感謝の気持ちを、仕事を通して表すことができるように、これからも高齢者福祉の仕事に精進してまいります。何卒宜しくお願い申し上げます。

事務長 韓宗勲



リハビリ用語の基礎知識【平行棒】

2本の棒が並んだ平行棒では、骨折や膝の痛み、麻痺により、脚で体重を支える力が低下してしまった場合、平行棒を支えにすることで、脚への負荷を減らしながら歩行訓練を行うことができます。

また、バランス能力が低下し、真っ直ぐ歩くことが困難な場合でも、平行棒の中を歩くことで左右の安全を確保しながら、真っ直ぐを意識した歩行訓練ができます。

さらに、平行棒の外側に、棒に対して直角に座ることで、平行棒を手摺りに模した立ち上がり訓練もできます。

平行棒は高さを変えられるので、利用様の身長やご家庭の手摺りの高さに合わせ、また、長い距離を歩くことが困難な方の場合には、平行棒内や端に椅子を設置し休憩するなど安全に配慮しながら、様々なケースに合わせた歩行訓練や立ち上がり訓練を行っています。



サンタマリア訪問リハビリテーション

平成28年5月1日に訪問リハビリテーション事業所の開設を予定しております。サンタマリアのリハビリスタッフがご自宅に訪問して、リハビリを行います。日常生活のアドバイスなどもさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

連絡先：052-803-3611(野田)



左から 鈴木敏史、平沢崇、大橋潤



新入職員紹介

4月1日に入職した新しいスタッフです。皆様のより良い施設生活のために頑張りますので、よろしくお願いいたします。

左から 安達智子(事務職員)、小林麻由(理学療法士)
曾羽彩夏(介護福祉士)、坪井承美(介護福祉士)

社会福祉法人 聖霊会 老人保健施設 サンタマリア

住所：名古屋市天白区鴻の巣1-1101 Email：info@santamaria.or.jp

電話：052(803)3611

ホームページ：http://www.santamaria.or.jp

FAX：052(803)7435

次回発行予定 平成28年10月